

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、私の父親が「お前達は、学生だけど国民年金に加入しているからな。」と言っていたのを明確に記憶している上、私の両親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳まで国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付している。

また、私の父親の死亡後は、私の末の妹（四女）が短大生で 20 歳になったとき、私の母親が私の末の妹を国民年金に任意加入させる手続を行っている。

私の両親は、国民年金制度を理解しており、家族全員を国民年金に加入させる意志があり、私たち子供 6 人（男性 2 人、女性 4 人）全員を A 県、B 県及び C 県にある大学又は短大に進学させてくれており、世帯の収入状況は全く問題が無かったので、申立期間に係る関係資料を詳細に調査の上、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が昭和 49 年 4 月 1 日に初めて厚生年金保険の被保険者となった際に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムを見ても申立人の氏名は確認できず、ほかに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の父親が「お前達は、学生だけど国民年金に加入しているからな。」と言っていたと主張しているところ、申立人の兄弟姉妹でそのことを記憶している者はいない上、大学又は短大の学生だった期間に

国民年金に任意加入しているのは、申立人の父親が死亡した後の申立人の末の妹だけであり、他の4人は未加入となっている。

さらに、D市E総合支所は、「申立期間当時の担当職員は既に退職しており、関連資料も全く残っていないので、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の母親も高齢等により聴取が困難であることから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 54 年 3 月まで

私は、申立期間は大学生で、A市に在住していたが、私が 20 歳となった昭和 50 年*月に、私の母親がB町役場（現在は、C市B総合支所）で私の国民年金の加入手続を行い、自治会の集金人又は同町役場の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、私の母親から常々年金の有り難さについて聞いており、私が大学を卒業した後も、年金は滞ることなく納めるよう言われていたことを記憶しており、私の母親は既に他界し、領収書等も保管していないが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は大学生で、A市に在住していたが、私が 20 歳となった昭和 50 年*月に、私の母親がB町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているところ、国民年金の加入手続は、住所を定めている市区町村で行うこととなるが、申立人は、戸籍の附票により、昭和 49 年 5 月から 54 年 3 月までA市に住所を定めていたことが確認でき、申立人の母親がB町（現在は、C市）で申立人の国民年金の加入手続を行うことはできないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の 20 歳到達者及び任意加入者の資格取得日により、昭和 56 年 3 月から同年 4 月頃にB町で払い出され、申立人が直前に勤務していた事業所を退職した日の翌日を資格取得日（昭和 56 年 2 月 28 日）としたと推認でき、当該手帳記号番号が払い出された時点では、大学生のため任意加入の対象であった申立期間まで遡って資格取得することはできない上、申立人に別の手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を交付された記憶は無いとしているところ、申立人が所持している年金手帳及びC市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の資格取得日は共に昭和56年2月28日となっており、オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿に申立期間に係る資格及び納付記録は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1150 (事案 992 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 6 日から 43 年 2 月 15 日まで

最初の申立てについては代理人に任せて行ったが、自分の経歴については自分が一番理解しており、自分自身が証人であって、当時、賃金台帳を記載していたのも自分自身であり、労働基準監督署によるA社の調査があったことも事実であることから、証拠不十分と言われても、どうしても納得できない。

今回は、自分自身で再申立てを行うので、申立期間を厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に勤務していた複数の同僚に係る申立人の記憶及び申立人の雇用保険の記録などから判断すると、申立期間のうち、少なくとも昭和42年5月1日から43年2月14日までの期間において同社に勤務していたことがうかがえるものの、同社は、申立期間当時の人事記録等を保存しておらず、当時の事業主及び事務責任者も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び申立人が記憶している複数の同僚の被保険者記録を確認することができないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月2日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている

今回、申立人は、上記通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から申立期間に係る厚生年金保険料の控除を示す新たな資料の提出は無く、上記通知以降に届いた申立人からの手紙において、申立人が新たに氏名を挙げた同僚についても、前述の被保険者原票で被保険者記録を確認する

ことはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月頃から同年 12 月頃まで
② 昭和 44 年 3 月頃から同年 9 月頃まで
③ 昭和 44 年 11 月頃から 45 年 3 月頃まで
④ 昭和 45 年 5 月頃から同年 12 月頃まで
⑤ 昭和 46 年 2 月頃から同年 8 月頃まで
⑥ 昭和 46 年 9 月頃から 53 年 11 月頃まで
⑦ 昭和 53 年 12 月頃から 54 年 5 月頃まで
⑧ 平成 3 年 5 月頃から同年 8 月 20 日まで
⑨ 平成 4 年 3 月頃から同年 5 月 1 日まで

私は、18 歳頃、A 県にある B 事業所で、申立期間①において C 職種の仕事を始めた。その後も、申立期間②については D 事業所、申立期間③及び⑤については E 事業所、申立期間④については F 社、申立期間⑥については G 事業所、申立期間⑦については H 事業所、申立期間⑧については I 社（現在は、J 社）、申立期間⑨については K 社で、いずれも C 職種の仕事に従事してきたが、各申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

私は、当時の給与明細書を所持していないが、それぞれの事業所において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めているので、申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、制度上、C 業種は厚生年金保険の非適用業

種とされており、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所の対象ではなかった可能性が高いことがわかれるところ、同事業所は、適用事業所として確認できない。

また、所在地を管轄する保健所は、「書類の保存年限が過ぎており、昭和40年代のことは分からない。」と回答している上、B事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、申立人は、当時の事業主の氏名を記憶しておらず、勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述が得られない。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間①に係る保険料の控除について確認できない。

- 2 申立期間②について、当時、制度上、C業種は厚生年金保険の非適用業種とされており、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所の対象ではなかった可能性が高いことがわかれるところ、同事業所は、適用事業所として確認できない。

また、D事業所は、現在は名称をLとしてM社が運営しているが、同社の事業主は、「昭和54年にD事業所を買取った際、社員名簿及び賃金台帳等を引き継いでおらず、同事業所の従業員も雇用しなかったため、以前のことは分からない。」と回答している上、D事業所の事業主の親族は、「当時の資料等は何も残っておらず、私は申立人を知らない。私も、D事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、同事業所は、厚生年金保険には加入していなかったのではないかと思います。」と回答している。

さらに、D事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び保険料の控除に関する供述が得られない。

その上、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間②に係る保険料の控除について確認できない。

- 3 申立期間③及び⑤について、当時、制度上、C業種は厚生年金保険の非適用業種とされており、E事業所は、厚生年金保険の適用事業所の対象ではなかった可能性が高いことがわかれるところ、同事業所は、適用事業所として確認できない。

また、E事業所の所在地の近隣事業所は、「E事業所は、約15年前まで営業されていたが、現在はその跡地にマンションが建っており、事業主も現場責任者も既に亡くなられた。」と回答している上、事業主及び同僚を特定することができないことから、申立人の勤務実態及び保険料の控除に関する供述が得られない。

さらに、E事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できな

い。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間③及び⑤に係る保険料の控除について確認できない。

- 4 申立期間④について、F社は、「当時の資料を保存していない。申立人についても記憶が無い。当時は、C職種の方は出入りが多かったので、雇用してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している。

また、F社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間④に係る保険料の控除について確認できない。

- 5 申立期間⑥について、G事業所の事業主が申立人の勤務を記憶していることから判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時、制度上、C業種は厚生年金保険の非適用業種とされており、G事業所は、厚生年金保険の適用事業所の対象ではなかった可能性が高いことがうかがわれるところ、事業主は、「個人経営のため、社会保険制度には加入していない。当時の資料も保管していない。」と回答している上、同事業所は、適用事業所として確認できない。

また、G事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間⑥に係る保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、国民年金に加入し、申立期間⑥のうち、昭和51年4月から53年11月まで国民年金保険料の申請免除の承認を受けていることが確認できる。

- 6 申立期間⑦について、当時、制度上、C業種は厚生年金保険の非適用業種とされており、H事業所は、厚生年金保険の適用事業所の対象ではなかった可能性が高いことがうかがわれるところ、同事業所は、適用事業所として確認できない。

また、申立人は、H事業所の経営はN社が行っていたと主張しているところ、同社の事業主は、「当時の書類等は保存していない。申立人についても記憶が無い。」と回答しており、勤務実態及び保険料の控除に関する供述が得られない。

さらに、N社に係る商業登記簿謄本を見ても、C業種は事業目的として確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の記録を確認することができず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、H事業所及びN社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も確

認できない。

また、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間⑦に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、国民年金に加入し、申立期間⑦の全てについて、国民年金保険料の申請免除の承認を受けていることが確認できる。

- 7 申立期間⑧について、J社は、「当時の資料が保存されていないため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認できない。詳細は不明であるが、当時は、従業員を雇用してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している。

また、I社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間⑧に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間⑧に係る保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、国民年金に加入し、申立期間⑧の全てについて、国民年金保険料の申請免除の承認を受けていることが確認できる。

- 8 申立期間⑨について、当時、K社で予算計画、人事管理等をしていたとする管理責任者は、「私は、申立人を他の事業所のC職種の責任者から紹介され、平成4年5月からK社のC職種の責任者として勤務してもらったと記憶している。」と回答している。

また、K社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は、オンライン記録とおおむね一致しており、申立期間⑨に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、K社は、平成15年11月に解散しており、当時の賃金台帳等の関連資料を確認することができない。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間⑨に係る保険料の控除について確認できない。

- 9 このほか、申立人の申立期間①から⑨までに係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。